

令和6年 第1回
かつらぎ町議会定例会（5月会議）
議 案

令和6年5月14日提出

令和6年第1回かつらぎ町議会定例会（5月会議）付議事件

報告第 3 号	かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
報告第 4 号	かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について	3
報告第 5 号	かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について	15
報告第 6 号	かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	18
報告第 7 号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	20
議案第 4 4 号	かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	22
議案第 4 5 号	かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	24
議案第 4 6 号	かつらぎ町過疎地域持続的発展計画の変更について	27
議案第 4 7 号	令和6年度かつらぎ町一般会計補正予算（第2号）	28

報告第 3 号

かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年5月14日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、専決処分に付する。

令和6年3月30日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（別記）

かつらぎ町告示第136号

かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和6年かつらぎ町条例第16号

かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成22年かつらぎ町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第 4 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年5月14日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、専決処分に付する。

令和6年3月30日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例（別記）

かつらぎ町告示第133号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和6年かつらぎ町条例第13号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町税条例（昭和37年かつらぎ町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規

定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除）

- 第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例）

- 第7条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第

5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を7で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に6を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項及び次条第1項において「第3期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に3を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期から第3期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第4期の納期(以下この項及び次条第1項において「第4期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に3を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額と

する。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に4を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期から第4期納期においては、ないものとし、第40条第1項に規定する第5期の納期（以下この項において「第5期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に4を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(6) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に5を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期から第5期納期においては、ないものとし、第40条第1項に規定する第6期の納期（以下この項において「第6期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に5を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第7期の納期（以下この項において「第7期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(7) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に6を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期から第6期納期においては、ないものとし、第7期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第3項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の

年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「普通徴収分割金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期から第4期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期から第4期納期においてはその者の普通徴収分割金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「特別徴収分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の特別徴収分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の普通徴収分割金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の普通徴収分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第3期納期及び第4期納期においてはその者の普通徴収分割金額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の特別徴収分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の普通徴収分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の普通徴収分割金額に2を乗じて得た金額の合計額に満

- たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第4期納期においてはその者の普通徴収分割金額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の特別徴収分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の普通徴収分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の普通徴収分割金額に3を乗じて得た金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期から第3期納期における税額はないものとし、第4期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に3を乗じて得た金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の特別徴収分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の普通徴収分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の普通徴収分割金額に3を乗じて得た金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期から第4期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の普通徴収分割金額に3を乗じて得た金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の特別徴収分割金額に相当する税額とする。
- (6) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の普通徴収分割金額に3を乗じて得た金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の普通徴収分割金額に3を乗じて得た金額、その者の10月分金額及びその者の特別徴収分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期から第4期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の普通徴収分割金額に3を乗じて得た金額、その者の10月分金額及びその者の特別徴収分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の特別徴収分割金額に相当する税額とする。

- (7) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の普通徴収分割金額に3を乗じて得た金額、その者の10月分金額及びその者の特別徴収分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期から第4期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはそ

の者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和6年度分の個人の町民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

- 14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第27項を同条第28項とし、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

- 24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1

項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のかつらぎ町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第 5 号

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年5月14日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、専決処分に付する。

令和6年3月30日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例（別記）

かつらぎ町告示第134号

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和6年かつらぎ町条例第14号

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町都市計画税条例（平成9年かつらぎ町条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第8項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第9項及び第10項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第11項及び第12項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第16項中「附則第8項、第9項」を「附則第9項」に改める。

附則第17項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のかつらぎ町都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 6 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年5月14日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、専決処分に付する。

令和6年3月30日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別記）

かつらぎ町告示第135号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和6年かつらぎ町条例第15号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「及び資産割額」を削り、同項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第4項中「及び資産割額」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第23条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のかつらぎ町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 7 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年5月14日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、専決処分に付する。

令和6年4月26日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 和解の趣旨

町は、損害賠償金462,000円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和6年3月20日

(2) 事故の発生場所

かつらぎ町大字丁ノ町地内（町道丁ノ町110号線）

(3) 事故の状況

令和6年3月20日午前10時頃、相手方運転の車が町道丁ノ町110号線を南から北へ走行している際に、庁舎西別館の外壁塗装が強風により剥がれ落ち、走行中の相手方の車両に接触し、車両の一部を損傷させた。

議案第 44 号

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年かつらぎ町条例第33号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和6年5月14日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）

- 2 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 5 月 日

かつらぎ町長

令和 6 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年かつらぎ町条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 5 月 27 日から施行する。

議案第 45 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年かつらぎ町条例第24号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和6年5月14日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年5月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年かつらぎ町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「剤」を「薬剤」に改める。

第9条第6項第1号中「障害補償金」を「障害補償年金」に改める。

第9条の2第1項中「次項に」を「規則で」に改め、同条第2項中「とし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を削り、同項各号を削る。

第19条中「応急業務」を「救急業務」に改める。

第23条の2中「以下「この条において返還金債権」」を「以下この条において「返還金債権」」に改める。

附則第4条の2第2項中「当該非常勤消防団員」を「当該非常勤消防団員等」に改め、同条第3項中「父、」を「夫、」に改める。

附則第5条第1項の表4の項中「傷病補償年金」を「障害補償年金」に改め、同条第2項の表1の部1の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の部1の項中「0.91」を「0.92」に改め、「又は第2級」を削り、「0.90」を「0.91」に改め、同表3の部中「平成24年一元化法改正国共済法等」を「平成24年一元化法改正前国共済法等」に改め、同表4の部

1 の項中「傷病補償年金」を「障害補償年金」に改め、同部 2 の項中「傷病等級」を「障害等級」に、「傷病補償年金」を「障害補償年金」に改め、同条第 5 項の表中「0. 8 6」を「0. 8 8」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のかつらぎ町消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 2 項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

議案第 46 号

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画の変更について

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年5月14日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画第9項第3号の表中

「

(1) 学校教育関連施設 スクールバス・ボート	スクールバス購入	かつらぎ町	
----------------------------	----------	-------	--

」を

「

(1) 学校教育関連施設 スクールバス・ボート	スクールバス購入	かつらぎ町	
(1) 学校教育関連施設 給食施設	大谷小学校給食調理室整備事業	かつらぎ町	

」に

改める。

議案第 47 号

令和6年度かつらぎ町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度かつらぎ町一般会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,734千円を追加し、歳入歳出それぞれ11,178,034千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年5月14日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

大谷小学校給食調理室整備事業費を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,333,866	434	1,334,300
	2 国庫補助金	469,542	434	469,976
19 繰入金		587,019	△1,300	585,719
	2 基金繰入金	587,016	△1,300	585,716
22 町債		860,100	4,600	864,700
	1 町債	860,100	4,600	864,700
補正されなかった款項にかかる分		8,393,315		8,393,315
歳入合計		11,174,300	3,734	11,178,034

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,102,862	3,739	1,106,601
	1 教育総務費	367,389	3,739	371,128
14 予備費		30,078	△5	30,073
	1 予備費	30,078	△5	30,073
補正されなかった款項にかかる分		10,041,360		10,041,360
歳出合計		11,174,300	3,734	11,178,034

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	1,333,866	434	1,334,300
19 繰入金	587,019	△1,300	585,719
22 町債	860,100	4,600	864,700
補正されなかった款項にかかる分	8,393,315		8,393,315
歳入合計	11,174,300	3,734	11,178,034

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	1,102,862	3,739	1,106,601	434	4,600		△1,295
14 予備費	30,078	△5	30,073				△5
補正されなかった款項にかかる分	10,041,360		10,041,360				
歳出合計	11,174,300	3,734	11,178,034	434	4,600		△1,300

1. 歳入

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
15		国庫支出金	千円 1,333,866	千円 434	千円 1,334,300		千円	千円
	2	国庫補助金	469,542	434	469,976			
		6 教育費国庫補助金	92,355	434	92,789			
						9 教育支援体制整備事業費補助金	434	学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業 434-0
19		繰入金	587,019	△1,300	585,719			
	2	基金繰入金	587,016	△1,300	585,716			
		1 基金繰入金	587,016	△1,300	585,716			
						1 財政調整基金繰入金	△1,300	311,000-312,300
22		町債	860,100	4,600	864,700			
	1	町債	860,100	4,600	864,700			
		7 教育債	121,500	4,600	126,100			
						1 教育債	4,600	過疎対策事業 小学校給食調理室整備事業 4,600-0
		歳入合計	11,174,300	3,734	11,178,034			

2. 歳 出

教 育 費

補 正 第 2 号

款	項	目	補正額の 前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
						特	定財源			区	分		金	額
							国県支	出金	地方債					
10		教育費	千円 1,102,862	千円 3,739	千円 1,106,601	千円 434	千円 4,600	千円 △1,295			千円	千円		
	1	教育総務費	367,389	3,739	371,128	434	4,600	△1,295						
		4 学校給食費	165,133	3,739	168,872	434	4,600	△1,295						
									10 需用費	△1,241	修繕費			
									14 工事請負費	4,437	大谷小学校給食調理室空調機器更新工事 3,144 大谷小学校給食調理室回転釜改修工事 1,293			
									17 備品購入費	543	シンク 保冷庫	279 264		
14		予備費	30,078	△5	30,073			△5						
	1	予備費	30,078	△5	30,073			△5						
		1 予備費	30,078	△5	30,073			△5						
		歳出合計	11,174,300	3,734	11,178,034	434	4,600	△1,300						

第 2 表 地方債補正

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
小学校給食調理室整備事業	千円				千円 4,600	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。

